

—特許記事—

最近の製鉄鋼業界における発明

- 公告番号 発明の名称 (発明者) 出願人
 特許出願公告 (昭和 32—1—23)
昭 32—304 鋼の製造法 (レネ・マリイ・ヴィクトル・ペルリン) (仮)
 ソシエテ・ド・エレクトロシミイ・ド・エレクトロメタルージー・エ・デ・アシエリエ・エレクトリクエ・ド・ウジイタ (仮).
 酸化物が酸の性質を有する強力な還元剤を鋼浴に添加し、これにアルミナ主成分を有したアルカリおよびアルカリ土類塩基よりなる群の少くとも一成分を含有する鉱滓を加え生成する鉱滓が非常に少量な鉄酸化物を含有するに至るまで作用せしめる方法.
 特許出願公告 (昭和 32—1—25)
昭 32—403 平炉および電気炉滓より鉄およびマンガンを回収する装置 (小林 東) 同人
 塊状鉄粉を分離した鉱滓を微粉碎した後これを筋別して酸化鉄を回収し、残粉を数回電磁筒内に噴送して鉄分、金属マンガンおよび酸化マンガンを各別に該筒内に附着させ、これを分離回収するようにしたもの.
 特許出願公告 (昭和 32—2—23)
昭 32—1305 鉄板鍍鉛装置 (竹内喜四郎外 3)
 (省略) (日本鋼業 K.K. 八幡製鉄 K.K.)
 特許出願公告 (昭和 32—2—27)
昭 32—1408 褐鉄鉱より製鉄用焼結原料を製造する方法 (武末守正) 日鉄鉱業 K.K.
 褐鉄鉱を還元度 35~10% の弱還元性ガス中において温度 700~1100°C で還元焙燒して磁鉄鉱に変化させる方法.
昭 32—1409 球状黒鉛鋳鉄の製造方法 (オリバー・スマーリー)
 ミーハナイト・メタル・コーポレーション (米)
 炭化物準安定剤を加えることによつて鎔融鉄中に炭素を分離させる方法により作られる球状黒鉛鋳鉄の製造に関連したもので、これによつて組織上の特性を調整しパーライトあるいはパラサイトのマトリックス中に球状黒鉛を有せしめる方法.
昭 32—1410 鋳鉄のキュポラー操作法 (池本時三外 1) 帝人製機 K.K.
 鋳鉄をキュポラーで鎔解した鎔湯を一旦キュポラー前炉にため、ここに酸素ガス空気またはこれらの混合ガスを吹込む方法.
昭 32—1411 球状黒鉛鋳鉄原料鋳鉄の製造法 (前原繁外 1) 八幡製鉄 K.K.
 コークス鎔鉱炉で成品鋳鉄中の特殊成分範囲を $Cu\% \times (As\% + Ti\% / 2 + Sn\%) = 0.003 \sim 0.015$ になるよう原料配合をおこなつて球状黒鉛鋳鉄の原料鋳を製造する方法.
昭 32—1416 金属の連続鋳造方法 (アルフレッド・エイチ・テツマン) インダストリアル・リサーチ
 コンパニー・リミテッド・オブ・バドヅ・リヒテンスタイン (リヒテンスタイン国)
 鋳型の装入端に対し、鎔融金属を鋳型が丁度満たされる速度で供給する工程と、凝固した金属を鋳型の排出口から引出す工程とを有する金属の連続鋳造法において、鋳型排出口の空気圧を低下せしめる作用をおよぼすようにした方法.
昭 32—1417 無限金属棒連続鋳造機 (イラリオ・プロペルチ) 同人 (伊)
 特許第 222102 号の使用発明 (省略)
 特許出願公告 (昭和 32—3—15)
昭 32—1701 高周波連続移動焼入方法 (蔽田保外 1) 高周波熱鍊 K.K.
 軸方向においてことなる大きさまたは形状の断面を有する鋼材からなる軸類の高周波連続移動焼入方法の改良に関するもの.
昭 32—1704 耐摩耗性合金 (安原四郎) 住友機械工業 K.K.
 炭素 0.5~1.7%, 硅素 0.2~1.1%, マンガン 5~15%, クロム 2~7%, 少量の磷および硫黄を含有し、残余鉄より成る合金を鎔解、鋳込、冷却後加熱炉で 850~1150°C の間に 1~4 時間保持した後適当な媒剤中で急冷したもの.
昭 32—1707 鋳型および中子の製作方法 (村田耕三外 1) 工業技術院長
 水硝子等を配合した砂を、パターンと乾燥板との間隙か、または中子金型へ充填して、これに圧縮空気を数分通ずることにより硬化させて鋳型または中子を作る方法.
昭 32—1708 薄鉄鍛錆接法 (河本竜平) 同人
 (省略)

昭 32-5

転炉製鋼法 (アントン・ウイムメル) ヘツシュ・ウエルケ・アクチエンゲルシャフト (独)
溶湯浴に対し空気もしくは酸素をもつて富化した空気を吹送して完全な脱酸が行われるまで予備吹鍊を行い、ついで生成した鉱滓を可能な限り除去し、金属燃料、ミルスケールとソーダ等を附与し、酸素ガスあるいは他の中性ガスを吹送して溶湯の攪拌を行う方法。

昭和 32 年度発明実施化試験費補助金交付申請要領

科学技術庁告示第 1 号

昭和 32 年度における発明実施化試験費補助金交付申請に関する要領を次のように定める。

昭和 32 年 3 月 20 日

(目的)

第 1 条 昭和 32 年度発明実施化試験費補助金(以下「補助金」という)の交付の申請についてはこの要領の定めるところによる。

(申請者の資格)

第 2 条 補助金の交付を申請することができる者は、発明考案に係る特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という)の所有者、登録された実施権者、特許若しくは実用新案権の出願人、又は特許権等の発生後直ちに権利の移転若しくはその実施権の設定を設けるべき者であつて当該発明考案の見本の製作及びこれに関する試験研究を行う者とする。但し法人については、その資本金が 5 千万円を超えるものは、原則として補助金の申請をすることができないものとする。

(申請の対象)

第 3 条 補助金交付申請の対象となる発明考案は、次の各号に該当するものでなければならない。

1. 発明考案の内容が技術的に優秀であり、かつ、実用的効果を期待しうるものであること。
2. 発明考案の開発段階が企業化の段階にまで達していないものであつて、なお、試験研究を要するものであること。
3. 出願中の発明考案については、昭和 31 年 9 月 30 日までに特許又は登録の出願をしたものであること。
4. 発明考案の見本の製作及びこれに関する試験研究が昭和 33 年 3 月 31 日までに終了する見込があること。

(申請の手続)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする者は、発明実施化試験費補助金交付申請書(様式第 1)正本 1 通、副本 3 通にそれぞれ次に掲げる書類を添付し、都道府県知事を経由して科学技術庁長官に提出しなければならない。

1. 実施化試験計画書(様式第 2)
2. 実施化試験内容等説明書(様式第 3)
3. 実施化試験予算費目別内訳書(様式第 4)
4. 財産状況明細表(様式第 5)
5. 当該発明考案の明細書又は説明書(出願中の発明考案については、出願書類の写)
2. 前項の申請書の都道府県知事への提出期限は昭和 32 年 5 月 31 日とする(参考書類の提出)

科学技術庁長官 宇田耕一

第 5 条 科学技術庁長官は必要があると認めるときは、申請者に対し、第 3 条に規定する書類のほか参考となる書類を提出させることがある。

(様式第 1)

発明実施化試験費補助金交付申請書

昭和 年 月 日

科学技術長官 宇田耕一 殿

申請者 住所

氏名

④

発明奨励費交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり昭和 32 年度発明実施化試験費補助金の交付を申請します。

記

1. 発明考案の名称 特許又は登録番号(出願中のものは出願番号)
2. 実施化試験の題目
3. 実施化試験費総額
4. 補助金交付申請額
5. 経由都道府県名

6. 本件に関する連絡先

(註) 用紙の大きさはすべて B4 判とすること。

(様式第 2)

実施化試験計画書

実施化試験の項目	
申 請 者	ふりがな 氏名
主 任 担 当 者	ふりがな 氏名
他 より の 指導者 又は協力者	ふりがな 氏名
実施化試験の目標	
現 在 ま で の 試 験 研 究 実 繕	
実施化試験の内 容 及 び 規 模	
実施化試験の場 所	
実施化試験日 程	
実 施 計 備 費	開始昭和年月日 終了昭和年月日
支 原 材 料 費	円 自 己 資 金
化 外 注 加 工 費	円 副 產 物 収 入
試 費	円 他 より 調 達
驗 消 耗 品 費	円 で き る 収 入
予 算 人 件 費	円 补 助 金
括 表	円 (付 交 申) (請 金 額)
出 合 計	円 合 計

(註) 1. この計画書は(1)誰が(2)何時(3)何處で(4)何を

目的として(5)如何なる方法で(6)如何なる内容の試験を(7)如何なる規模で(8)如何程の予算で実施しようとするものであるかを概括的に表わすものであるから、簡単明瞭に要約し、必ず1枚に記載すること。

2. 実施化試験日程は昭和33年3月31日までに終了するように計画をたてること。
3. 所要経費は実施化試験を行うために新たに必要なもののみを計上すること。

(様式第3)

実施化試験内容等説明書

1. 申請者の略歴(法人についてはその沿革)
 - (1) 最終学歴 (2) 主要職歴 (3) 他の試験研究実績中主なるもの (4) 他の試験研究に関し過去において受けた補助金奨励金等(交付者、金額、年度、試験研究題目)
2. 主任担当者の略歴(前記1に準ずること)
3. 発明考案者との関係
4. 経理担当者氏名 生年月日
5. 他より指導又は協力者 氏名 生年月日
申請者との関係
6. 参加人員(担当者名、補助者名、工具名)
7. 実施化試験内容
 - (1) 発明の動機
 - (2) 発明考案の要旨
 - (3) 発明考案の具体的な作用効果の見通し
 - (4) 現在迄の試験研究の状況(試験研究の期間、場所、所要経費、方法、成果)
 - (5) 実施化試験の目標(この試験研究によって追求把握しようとする事項)
 - (6) 実施化試験の方法及び規模
 1. どのような方法で実施化試験を行うかを記載すること。
 2. どのような規模(実施化試験の対象となる発明考案が①製造物自体であるときは試作しようとする数量②製造方法であるときはその方法の試験に要する設備の種類、台数及び性能③製造装置であるときは試作しようとする装置の種類、台数及び性能)で実施化試験を行うかを記載すること
 - (7) 実施化試験の場所

(様式第5)

財産状況明細表

(申請時現在)

不動産			動産			債権		債務		正味資産	年間所得	
種類	態容	坪数	種類	数量	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	
										事業給与配当不動産		
合計			合計			合計		合計		合計		

- (註) 1 正味資産は不動産、動産、及び債権の合計額より債務の合計額を差引いたものとする。
 2 申請者が法人である場合は、上記の明細表に代え申請時に最も近い、決算期における貸借対照表及び損益計算書を添附すること。

(8) 他の技術特許等との関連

8. 企業化の見通し、引受会社等

(様式第4)

実施化試験予算費目別内訳書

A 支出

1. 設備費

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	補助金充当額	備考
合計						

2. 原材料費、3. 外注加工費、4. 消耗品費

品名	数量	単価(円)	金額(円)	補助金充当額	備考
合計					

5. 人件費

項目	員数	期間	単価(円)	金額(円)	補助金充当額	備考
給料						
賃金						
手当						
その他						
合計						

6. その他の経費

項目	員数	期間	単価(円)	金額(円)	補助金充当額	備考
旅費						
通信費						
その他						
合計						

B 収入

1. 自己資金 現有するものであるか、将来入金するものであるかの別を詳細記入のこと。
2. 副産物収入

種別	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	備考
合計					

3. 他より調達できる金額

種別	調達先	金額(円)	備考
合計			

財産状況明細表 (申請時現在)